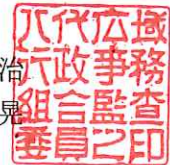


八代広域行政事務組合監査委員公告第1号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和8年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和8年9月16日

八代広域行政事務組合監査委員 野々口 正 治
八代広域行政事務組合監査委員 山 本 敬 晃



令和 8 年度

定期監査報告書

八代広域行政事務組合
監 査 委 員

目 次

1. 監査の基準	1
2. 監査の種類	1
3. 監査の対象	1
4. 監査の着眼点	1
5. 監査の実施内容	1
6. 監査の実施場所及び日程	2
7. 監査の結果	2
8. 意見	2

1. 監査の基準

この監査は八代広域行政事務組合監査基準（令和2年八代広域行政事務組合監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

3. 監査の対象

八代広域行政事務組合（以下「組合」という。）

4. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、法令等に従って適正に行われているか、また合理的かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記の項目を重点項目として実施した。

- ① 予算の執行状況（計画的かつ効率的に行われているか。）
- ② チェック体制などリスクへの対応状況
- ③ 契約事務の適正性（随意契約・長期継続契約）
- ④ 現金取扱事務の適正性（公金・準公金における取扱いの必要性、取扱マニュアルの有効性等）
- ⑤ 財産管理事務の適正性（土地・建物・備品等の管理状況の適否）

5. 監査の実施内容

（1）監査の範囲

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに執行された財務に関する事務の執行及び一般行政事務の執行

（2）監査の方法

前記事務を対象として、提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について全部又は一部を抽出して審査・照合を行い、必要に応じて関係職員に対して質疑を行った。

また、監査結果のフォローアップとして、過年度の定期監査における指摘事項及び検討事項等の措置状況についても監査を実施した。

6. 監査の実施場所及び日程

(1) 聴取・質疑

八代市役所本庁504会議室及び監査委員事務局

(2) 現金取扱い・備品取扱い

氷川分署において現地調査

(3) 実施日程

令和8年7月2日～令和8年7月30日

7. 監査の結果

全般的に財務に関する事務並びに一般行政事務の執行及び処理状況等は概ね適正に行われているものと認められたが、事務の一部について次のとおり改善を要する事例が見受けられたので、速やかに改善に取り組んでいただきたい。

なお、軽易な事項については、監査時又は講評により改善及び検討を促しているためこの報告書では省略するが、指摘事項と同様に改善を図っていただきたい。

・歳入関係事務

令和6年10月1日から令和9年3月31日の期間で行政財産使用許可証が発行されている、みなと消防署の支線柱1本について、使用料の請求が行われていなかった。

行政財産使用料の徴収においては、八代広域行政事務組合行政財産使用料条例に基づき、適正な事務に努めていただきたい。

8. 意見

今回の定期監査は、八代広域行政事務組合監査基準（令和2年八代広域行政事務組合監査委員告示第1号）第13条の規定により策定した「令和8年度八代広域行政事務組合監査実施計画」に基づき実施したものである。

今回の監査においては、概ね適正に行われていたが、財務事務等の一部について、法令等に基づいた事務処理が行われていないなど、改善を要する事例が見受けられた。

関係法令・条例・規則等を十分理解した上で事務処理を行うこと、組織におけるチェック体制を強化することにより、事務処理の誤認及び遅延並びに失念等の未然防止に努めていただきたい。

貴組合の今後の課題は、一部事務組合の特性上、歳入面において構成市町からの負担金に大きく依存せざるを得ない財政構造にある。運営にあたっては、構成市町への過度な負担を回避するため、施設整備投資の平準化や人口減少を見据えた人員体制の最適化など、計画的かつ効率的な財政運営が求められている。

このような中、今般の「令和8年熊本地震」において、消防本部庁舎や氷川分署庁舎をはじめ、車両、資機材等に大きな被害が発生し、特に、消防救急の要である119番の通報システムに不具合が生じるなど、早急な復旧はもとより、今後の災害に備えた抜本的な対策が求められるところである。

今後も大規模災害への懸念が高まっており、貴組合には、構成市町からの限られた財源のもとで、更に効率的・効果的な組合運営の推進が求められている。

現在、貴組合において令和9年度からの10年間を対象とする「消防力の整備基準」、「公共施設等総合管理計画」及び「消防施設等総合整備計画」の改定が進められているが、策定にあたっては、災害復旧における国等の支援の積極的な活用とともに、近隣消防本部との共同運用や広域化も視野に入れながら、地域住民の生命と財産を守る消防体制の充実・強化を図っていただきたい。